

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年4月18日
【会社名】	ガイドーグループホールディングス株式会社
【英訳名】	DyDo GROUP HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高松 富也
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島二丁目2番7号
【電話番号】	06(7166)0011
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員財務部長 殿勝 直樹
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島二丁目2番7号
【電話番号】	06(6222)2641
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員財務部長 殿勝 直樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年4月15日開催の当社第47回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2022年4月15日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金30円

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 100,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

地域コミュニティ貢献積立金 100,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定める。
2. 第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設ける。
3. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除する。
4. 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設ける。

第3号議案 取締役7名選任の件

高松富也、殿勝直樹、西山直行、森 真二、井上正隆、栗原道明、河野純子を取締役に選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

加藤幸江を監査役に選任する。

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定の件

2016年4月15日開催の第41回定時株主総会において承認可決され導入している業績連動型株式報酬制度の継続に伴う内容の一部改定を行う。

第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	119,759	859	2	(注)1	可決(99.21%)
第2号議案	120,265	353	2	(注)2	可決(99.63%)
第3号議案				(注)3	
高松富也	119,250	1,367	2		可決(98.79%)
殿勝直樹	119,522	1,096	2		可決(99.01%)
西山直行	119,504	1,114	2		可決(99.00%)
森 真二	111,337	9,279	2		可決(92.23%)
井上正隆	119,447	1,171	2		可決(98.95%)
栗原道明	119,644	974	2		可決(99.11%)
河野純子	120,168	450	2		可決(99.55%)
第4号議案				(注)3	
加藤幸江	120,077	541	2		可決(99.47%)
第5号議案	119,754	864	2	(注)1	可決(99.20%)
第6号議案	118,173	2,445	2	(注)1	可決(97.89%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上